

## 「八木巻神楽」が岩手県指定無形民俗文化財に認定されました

花巻市指定無形民俗文化財である「八木巻（やきまき）神楽」が、岩手県の無形民俗文化財に指定されました。これにより、花巻市の岩手県指定無形民俗文化財は8件となりました。

### 【経緯】

- 令和2年1月31日 岩手県文化財保護審議会から指定を答申
- 令和2年3月16日 岩手県教育委員会議で指定を議決
- 令和2年4月7日 岩手県教育委員会告示第3号により、岩手県無形民俗文化財に指定
- 令和2年4月21日 認定書伝達式を石鳥谷総合支所で実施

### 八木巻神楽の概要

「八木巻神楽」は、大迫町外川目地区に伝承される山伏系（修験系）神楽で、その始まりは永禄7年（1564年）と伝えられています。江戸時代の度重なる飢饉のため幾度も中断を余儀なくされながらも、その都度復活を遂げ今日まで存続された神楽です。

早池峰神楽と深い交流を持ちながらも独自の舞を継承し、周辺の多くの神楽のように「岳流」「大償流」を名乗ることなく、外川目地区の神楽として伝承されてきました。

現在、保存会には20歳代から70歳代の19名が在籍し、年間25回程度の奉納や上演の活動を行っています。外川目地区の子供たちへの神楽の指導活動は50年以上も継続しており、地区行事で子供たちが練習の成果を発表する機会を設けるなど、外川目地区一体となって神楽の継承活動に取り組んでいます。

この度、花巻市の文化財から岩手県の文化財となったことを機に、これまで以上に多くの人に親しまれ、後世に伝えられる民俗芸能となるよう、伝承に期待が寄せられています。



稲田姫舞（いなだひめまい）



膳舞（ぜんまい）

無民第48号

認 定 書

花巻市・八木巻神楽保存会 様

岩手県文化財保護条例により岩手県指定  
無形民俗文化財 八木巻神楽 の保持団体と  
して認定する。

令和2年4月7日

岩手県教育委員会

